

平成 28 年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

1 開催日時

平成 28 年 11 月 15 日（火）午後 3 時～午後 4 時 30 分

2 場所

県庁行政庁舎 18 階 特別会議室

3 出席者

- ・ 委員 22 名中 16 名
- ・ 事務局 障害福祉課長，精神保健福祉対策監，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 開会

南委員，久木元委員，濱田委員，鮫島委員，池田委員及び三宅委員を除く 16 名が出席し，定数 22 名の半数以上が出席（1 名代理）

(2) 会長選出及び会長職務代理者指名

采女委員の会長就任が決定された。

また，采女会長の指名により，佐藤委員の職務代理者就任が決定された。

(3) 説明事項

ア 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要について

イ 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について

【事務局】

（条例及び協議会の概要について説明）

（質疑事項なし）

(4) 協議事項

ア 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について

【事務局】

（条例に基づく相談対応等の実施状況について説明）

【委員】

相談対応の事例を見ると，対応結果に「相談者も了承した」とあるが，こ

れは相談者に確認の上、記載しているということでしょうか。

【事務局】

相談者に確認の上、記載している。

相談があった事案については、相談者の了解を得たうえで、相手方である事業者等に対して事実確認を行い、事実である場合は条例の趣旨等を説明して適切な対応をお願いしている。その結果についても、相談者に対してお伝えしている。

【委員】

相談者も了承したというのは、記録に残しているのか。それとも、相談者にサインを求めるとか、「これで納得しました」というところまでしているのか。

【事務局】

相談対応については、条例の施行規則に基づいて、相談内容や対応結果について、相談を受けた者が「相談対応記録票」に整理して記録に残すこととしている。

【委員】

相談対応に当たっては、相談者の「了承」と言うところに行政側がスポットを当ててしまうと、本来行うべき対応とは離れてしまう可能性があると感じている。「了承してください」という形にならないように気を付けて欲しい。

【委員】

本日の資料のように実際の相談事例を示すと市町村にも参考になる。

県内市町村における相談事例の収集については、県ではどのように取り組んでいるか。

【事務局】

条例施行の際に、各市町村の身体障害者相談員や知的障害者相談員などのピア相談員に対して、身近な地域にお住まいの障害者の方から相談があったときの対応方法等についての研修会を開催し、また、市町村には、相談事例について、県への情報提供をお願いしているところだが、現在までのところ、報告をいただいていない。

【委員】

薩摩川内市等は、相談事業を行っていないと聞いているが、そのような市町村における対応はどうなっているか。

【事務局】

薩摩川内市においては、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談対応ではなく基幹相談支援センターという組織を設置し、そこで障害者の方々の相談対応を行っていると聞いている。

障害者差別についても、住民にとって身近な市町村において相談対応をしていると思うが、そのような相談についての情報が、スムーズに県に流れてくるような形や方法などを検討していきたい。

【委員】

相談事例について、不利益取扱いと合理的配慮とを合わせた13件のうち、資料には主な事例として9件についての概要が記載されているが、全体像が分かるように全ての事例について概要を示して欲しい。

【事務局】

今回は、類似の相談等については省略したが、今後は、全ての事例について概要をお示しすることとしたい。

【委員】

普及啓発先に「事業所」とあるが、具体的にはどのような事業所か。

【事務局】

商店街の店舗や各種機関、障害福祉・介護福祉の事業所等、様々な事業所に対して啓発活動を実施している。

【委員】

知的障害者については、自分が不当に扱われているということ意識することさえも大変難しい。広報の方法を工夫する必要がある。

【事務局】

障害のない方に対する普及啓発については当然だが、実際に障害をお持ちの方に、自分が受けた行為や言動等が差別に当たるのかどうかについて理解していただくのも非常に重要である。4月1日に障害者差別解消法が施行されたところだが、国においては、障害当事者の方々にも法の趣旨をよく理解していただくため、障害者の方々にも分かりやすい内容のリーフレットを作成し、様々な機会を利用して説明等を行っている。県においても、内閣府が作成したリーフレットを活用し、障害当事者の方々への普及啓発にも取り組んでまいりたい。

【委員】

相談事例を見ると、いわゆる労働・雇用関係の事例がいくつかあるが、法律だと障害者差別解消法ではなく、障害者雇用促進法の対象となる事例である。各ハローワークとも連携することで、より充実した対応ができるのではないかと。

【議長】

教育・福祉・雇用と色々な場面で不利益な取扱いを受ける現状がある。

雇用関係であれば労働局の関係部局との意思疎通をする等、差別解消に向けての動きが縦割り行政の中で消えてしまわないよう、工夫をしていただきたい。

【事務局】

障害者差別解消法では労働・雇用関係の事例は対象としていないが、条例では対象としていることから、相談対応に応じているところである。労働・雇用関係の相談については、それぞれ所管のハローワーク等と連携しながら相談員が対応しているところである。雇用の分野や、教育・福祉分野等の相談については、今後ともそれぞれの関係機関と連携を図りながら対応してまいりたい。

【委員】

大島支庁設置の相談窓口における、平成27年度の差別に関する相談件数がゼロとなっているが、差別事例がないということではないと思う。障害当事者に対し、障害者差別について理解してもらえるような啓発を進めて欲しい。実際の啓発活動においては、リーフレットを配布する以外にどのような取組を行っているのか。

【事務局】

普及啓発については、県内3か所に配置している障害者くらし安心相談員が、事業所の研修会の場合等に赴いて、これまでの相談対応事例について紹介しながら、何が差別に当たるのか、その際にどのような対応方法があるのか等、個別具体的に分かりやすい形で説明を行っている。

離島における普及啓発、県内全域での普及啓発の取組については、県として実施して行く必要があると考えているが、県内3か所に配置した障害者くらし安心相談員が、普及啓発の取組もそれぞれ実施しているところであり、まずは大島支庁に配置しているくらし安心相談員により、これまでどおり普及啓発を進めさせていただきたい。また、普及啓発については、県だけではできないことですので、市町村の御協力もいただきながら進めてまいりたい。

【委員】

障害当事者への普及啓発は、まずは事業所への普及啓発をし、事業所から当事者へ啓発するという事か。

【事務局】

障害当事者の方々への普及啓発については、これまでも障害者の施設や障害者の団体が主催する研修会等でも説明を行っている。そのような機会を利用して、障害当事者の方々にも、障害者差別についての理解が進んでいくような取組を進めてまいりたい。

【議長】

障害者団体から県への支援要請があれば、啓発活動を引き続き進めていただきたい。

大島支庁では、平成27年度の相談件数23件のうち、不利益取扱い、合理的配慮に関する相談がそれぞれ0件となっているが、大島地区における障害者差別の現状として、何か特徴があるのか。

【事務局】

大島支庁設置の相談窓口で相談のあった事案については、差別に関係のない事案がほとんどである。差別に関する相談がないのは、まだまだ地域での障害者差別に関する普及啓発の活動が行き届いていないこともあると思う。何が障害者差別に当たるのか、その場合にどのような相談窓口があってどういう対応ができるのかということについて、普及啓発の取組を引き続き進めていく必要があると考えている。

【議長】

相談員の数及び相談員の質の向上のための取組についてはどうなっているか。

【事務局】

相談員の数は3名。障害福祉課、大隅地域振興局、大島支庁にそれぞれ配置している。障害者くらし安心相談員の質の向上のための取組については、毎年度相談員3名を集めて、相談対応の事例及び普及啓発の進め方等についての意見交換等を行っている。

【議長】

予算的な問題もあり、相談員数を増やしたりは難しいと思うが、引き続き相

談員の質の向上のために、御努力をお願いしたい。

【委員】

相談員の質の向上のための取組についてだが、全国あるいは九州ブロック等で意見交換会みたいなものは開催されているか。障害者差別の分野においては、事例をどれだけ収集して共有できるかが、スキルアップにつながっていくと思う。そのような交流会を実施している先進地域はないか。あるなら、そういうところに派遣するお考えはないか。

【事務局】

都道府県間で障害者差別の解消に向けた対応について、意見交換や協議を行う場については現在設けられていない。内閣府においては、合理的配慮の部分については、合理的配慮の事例を収集の上、ホームページ上で紹介をしている。また、昨年度、一昨年度と本県で2年続けて開催した、差別解消に向けた「地域フォーラム」を、本年度も複数県で開催している。

参考までですが、障害者差別解消条例を制定している都道府県は、現時点で22道府県になっており、他の25都県では差別解消法に基づく対応が行われている。

【委員】

条例の普及啓発のためのパンフレットを見ると、障害者くらし安心相談窓口について、困ったときには相談しなさい、あるいはこういう相談窓口があるよと裏面に強調されているが、相談したいと思っている方々は、今までにこういう内容の相談があって、こういう対応がされましたということをお存知ないので、相談したい内容が相談していいものかも分からない、相談した際にどのように対応されるかも分からないというようなところがあるのではないかと。パンフレット自体を作り替える事は大変かもしれないが、差し込みの形式でもいいので、今までの相談・対応事例をパンフレットで紹介することも、一つの方法ではないか。

【議長】

相談者が相談しやすい雰囲気を作ることは大事だと思う。相談・対応事例を、もう少し抽象化した上で、県のホームページ等に掲載することについて、事務局は御検討をお願いしたい。

【事務局】

これまでに受けた相談・対応の事例については、県のホームページ上で掲載

しており、一定期間ごとに更新している。パンフレットについての委員御指摘の件については、参考にさせていただきたい。

【委員】

相談・対応事例の中で、タクシー利用の際の問題が多々出てくる。バスやタクシーは、障害者にとって非常に必要なものであり、今後、一番大きな問題になってくる。現在、バス協会の方には当協議会の委員にもなっていていいるが、タクシー協会の方にも委員になっていただき、タクシー運転手の障害者に対する理解促進に向けた協力をしてもらったらどうか。

【事務局】

タクシー協会への普及啓発については、タクシー乗車時に障害者割引の適用を受ける際、運転手に障害者手帳の番号を記録されるといった相談事例があり、障害者差別に関する相談ではなかったが、タクシー協会に相談員が訪問し、条例及び法の趣旨を御説明している。

【委員】

障害者への理解促進に向けて、地域において、老人施設、障害者施設、国、社協、民生委員さんとかみんなで取り組んでいることを御紹介したい。

障害のある方や認知症の方が、施設からふらふらと出て行かれることがあることから、「徘徊模擬訓練」ということで3年取り組んでいる。今年は小学校・中学校から打診があり、障害者や障害者差別についての講演をした上で、模擬訓練まで行った。その際、学生たちに、「知的障害者を見かけたら気軽に声をかけてね。」と話をしたところ、学校側から「今、学校では、不審者に声をかけるな、近付くなと教えている。近くにいる大人を探して声をかけてもらいなさいと教育している。」と言われた。学校側の立場も分かるが、学生が「声をかけるな」というような教育をされているのが残念だった。障害者への理解促進に向けては、このような訓練を毎年行うことにより、子供のうちに障害者を知ること、差別もなくなるんじゃないかと考えてこの訓練を始めたところだが、学校側との差も感じているところ。少しずつ重ねていくことが大事だと考えている。

イ 障害者差別解消法の施行に伴う対応状況等について

【事務局】

(障害者差別解消法の施行に伴う対応状況等について説明)

【議 長】

「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が「設置未定」等になっている市町村に対しての、県としての取組は。

【事務局】

市町村に対しては、本年3月31日に職員対応要領を県が作成した際に、市町村においても作成いただくようお願いしている。また、市町村との連携のところで説明したとおり、市町村の担当者との意見交換会等の際に、職員対応要領の作成及び協議会の設置についても、市町村の取組をお願いしている。

(5) 報告事項

ア 「障害者差別解消推進功労者」表彰について

【事務局】

(表彰制度について説明)

【会 長】

表彰人数は決まっているのか。

【事務局】

表彰人数は特に決まっていない。

【会 長】

それでは、協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、平成28年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。